

## 繁忙期における雇用保険適用関係書類の提出について

例年、4月～5月は就職・退職に関する雇用保険の各種届出が大変多くなる時期です。できるだけ迅速に処理できるよう努めてまいります。この時期は、**退職された方が一日でも早く雇用保険受給手続きができるよう、「離職票」の発行手続きを最優先に行っております**ので、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

**資格取得届**は可能な限り**4月下旬**のご提出をお願いいたします。

4月・5月は退職、就職に関する届出の件数が大幅に増加します。離職票交付を最優先とするため、取得届は可能な限り4月下旬以降のご提出をお願いいたします。

また、前職の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前職の資格喪失日と再就職先の資格取得日が重複している場合等には、資格取得届の処理にお時間を要しますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

なお、お待ち頂く時間が長くなる場合や件数が多い場合は、お預かり処理とさせていただきます。

雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌日10日までに提出が必要です。この範囲でご協力をお願いいたします。

【例】 4月1日に採用した従業員の取得届 ▶ 5月10日までに提出

**離職票**の発行手続きを**最優先**として行います。

退職された方の雇用保険受給手続きに必要な離職票の発行手続きを最優先で行っております。

即時処理を基本としていますが、お待ち頂く時間が長くなる場合や件数、状況等によっては、お預かり処理とさせていただきます。

ハローワークでは、電子申請の集中処理のため**窓口の受付時間を16時まで**とさせていただきますので、**窓口でのお手続きは16時まで**にお越してください。

※郵送につきましては、窓口業務と平行して処理をいたしますので、通常時よりもさらにお時間を頂く場合がございます。

(郵送で申請される場合は、返信用封筒(個人情報書類に係る郵便事故を防止するため、できるだけ特定記録郵便分の切手貼付)を同封のうえ、お送りください。)

政府では



による電子申請を推進しています！